

令和2年6月1日
東京都労働委員会事務局

業務の一部再開のお知らせ

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除に伴い、東京都労働委員会事務局では、令和2年6月1日（月曜日）から下記のとおり業務の一部を再開します。

引き続き、来庁者の皆様の安全確保と、新型コロナウイルスの感染拡大防止の対策のため、業務の一部を休止しますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

1 当面の業務内容

(1) 再開業務

- ① 不当労働行為に関する調査
- ② 労働争議のあっせん、調停及び仲裁
- ③ 労働組合の資格審査及び証明
- ④ 労働関係調整法第42条の規定による請求
- ⑤ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示に関すること

(2) 休止業務

- ① 不当労働行為に関する審問

2 来庁者の皆様へのお願い

- (1) 道府県をまたぐ移動を伴う来庁はお控えください。
- (2) 来庁者の皆様の安全確保のため、来庁の際はマスクの着用、手指の消毒をお願いします。「3密」を避けるため、調査室内の人数制限等を行いますので、ご協力願います。
- (3) 飛沫感染防止のため、受付や調査室にはパーテーション等を設置し、委員や担当者はマスク等を使用させていただきますので、ご理解のほどお願いします。

3 期間

当面の間

【問合せ先】

東京都労働委員会事務局
審査調整課 近藤
電話 03-5320-6986